

令和7年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2月12日提案分)

教育委員会

目 次

ページ

- 1 神奈川県教育委員会の事務処理の特例に関する条例 新旧対照表…………… 1
- 2 神奈川県立のふれあいの村条例 新旧対照表…………… 3

1 神奈川県教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第46号）新旧対照表

改 正		現 行	
<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>		<p>(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>	
1 (略)	(略)	1 (略)	(略)
2 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 (1) 法第17条第1項	市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。） の規定により読み替えられた法第7条第1項の規定により、児童手当 の 受給資格及び その額を認定すること。	2 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 (1) 法第17条第1項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた法第7条第1項の規定により、児童手当及び法附則第2条第1項の給付（以下この項において「特例給付」という。）の受給資格並びに児童手当及び特例給付の額を認定すること。	市町村
(削除)	(削除)	3 平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 (1) 法第16条第1項の規定により読み替えられた法第6条第1項の規定により、子ども手当の受給資格及び子ども手当の額を認定すること。	市町村
(削除)	(削除)	4 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 (1) 法第16条第1項の規定により読み替えられた第6条第1項の規定により、子ども手当の受給資格及び子ども手当の額を認定すること。	市町村
(削除)	(削除)	5 児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の児童手当法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務	市町村

改 正		現 行	
		<p>(1) <u>法第17条第1項(法附則第6条第2項、第7条第5項及び第8条第4項において準用する場合を含む。)</u>の規定により読み替えられた法第7条第1項の規定により、平成22年3月以前の月分の児童手当並びに法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の給付(以下この項において「旧特例給付等」という。)の受給資格並びに児童手当及び旧特例給付等の額を認定すること。</p>	
<u>3</u> (略)	(略)	<u>6</u> (略)	(略)

2 神奈川県立のふれあいの村条例（平成2年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改正			現行		
別表（第11条関係）			別表（第11条関係）		
	区分	利用料金の上限額		区分	利用料金の上限額
宿泊を伴う利用	小学生（義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）及び中学生（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）	1人1泊につき 360円	宿泊を伴う利用	小学生（義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）及び中学生（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）	1人1泊につき 330円
	高校生（中等教育学校の後期課程に在学する者を含む。以下同じ。）及び65歳以上の者	同 720円		高校生（中等教育学校の後期課程に在学する者を含む。以下同じ。）	同 660円
	その他の者（学齢に達しない者を除く。以下同じ。）	同 1,220円		その他の者（学齢に達しない者及び65歳以上の者を除く。以下同じ。）	同 1,100円
宿泊を伴わない利用	小学生及び中学生	1人1回につき 180円	宿泊を伴わない利用	小学生及び中学生	1人1回につき 170円
	高校生及び65歳以上の者	同 360円		高校生	同 330円
	その他の者	同 610円		その他の者	同 550円